

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、北海道医療大学及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校における学生支援に関する方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

2 合理的配慮とは、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去のために行う必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進する責務を有する。

2 教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう配慮するとともに、支援の申し出のあった学生に対して、合理的配慮の提供に努めなければならない。

(障がい学生支援委員会)

第4条 障がいのある学生のための支援に関する重要事項を審議するため、障がい学生支援委員会を置く。

2 障がい学生支援委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(障がい学生支援相談員)

第5条 障がい学生支援の実施及び合理的配慮の提供が円滑に行なわれるよう、障がい学生支援委員会に障がい学生支援相談員を置くことができる。

2 障がい学生支援相談員は、専門的知見を有する教職員から障がい学生支援委員会の議を経て、学長が委嘱する。

(支援の申し出)

第6条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、学生支援課が受理し、障がいのある学生が所属する学部等と連携し学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

(支援計画の策定と合意形成)

第7条 障がい学生支援委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、合理的配慮の提供のための支援計画を学長の承認を得て策定する。

2 策定した支援計画について、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図り、当該学生の合意を得て決定する。

3 申し出のあった支援について、合理的配慮に相当するか否かの判断は、次に掲げる要素を考慮し、個別の事案ごとに客観的・総合的に行うものとし、合理的配慮に相当しないと判断される場合は、当該学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(1) 教育に関わる本質的な変更を伴うもの

(2) 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの

(3) 教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの

(不服申し立て)

第8条 障がいのある学生は、支援計画に対し不服がある場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

(支援の実施)

第9条 教職員は決定された支援計画に基づき、具体的な支援を実施しなければならない。

2 障がいのある学生が所属する学部等、その学部等の事務担当課及び学生支援課は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がいのある学生からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

3 支援計画は、障がいの状態や環境の変化等に応じて適時見直しを行い、変更が必要なときは第7条の手続きにより変更することができる。

(支援に係る事務)

第10条 具体的支援に係る事務は、障がいのある学生が所属する学部等の事務担当課及び学生支援課において処理する。

(秘密保持義務)

第11条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長又は障がい学生支援委員会が定めることができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長がこれを決定する。

附 則

この規程は、令和2年9月29日から施行する。